

葉山パブリックゴルフコース・練習場

ICカード利用規約

第1条【目的】

葉山パブリックゴルフコース・練習場（以下「当練習場」という）において使用する当練習場発行のICカード（以下「ICカード」という）については、本規約に則って取り扱うものとし、ICカード所有者（以下「利用者」という）は本規約に従ってICカードを利用するものとします。

尚、利用者がICカードを使用する場合、当練習場の「ご利用のお客様へ」等で定める規定が適応されることをあらかじめ了承するものとします。

第2条【種別】

当練習場が発行するICカードの種別は次の通りとします。

- (1) IC会員用カード（記名式）
- (2) ICビジター用カード（無記名式）

第3条【登録】

IC会員用カードの利用にあたっては、利用者本人が、所定の申込用紙に必要事項を記入し、利用者登録するものとします。

第4条【ICカードの発行】

- 1 IC会員用カードは申込者1名につき1枚を会員資格の取得と同時に発行し、発行の際にカードの発行手数料を頂きます。
- 2 ICビジター用カードはお申込みにより発行し、カード発行手数料を頂きます。
- 3 ICカードは利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与、担保に供することは出来ません。
- 4 前項に違反してICカードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の責務については利用者がその責任を負うものとします。

第5条【入金・チャージ等】

- 1 ICカードは、所定の機器にて予め入金（チャージ）することにより、当練習場のサービスを利用することが出来ます。
- 2 ICカードの未使用残高（チャージ残高）はいかなる場合も返金、ポイント等の換金は致しません。
- 3 IC会員用カード、ICビジター用カードに関わらず、複数のカードを所持する場合であってもチャージ残高及びポイントの合算は出来ません。

第6条【ICカードの利用停止・利用資格の喪失】

- 1 利用者が本規約を違反した場合もしくは違反する恐れがある場合、その他ICカードの利用状況が不適切であると当練習場が判断した場合、当練習場は通知することなく、ICカードの利用を一時停止する措置をとることが出来ます。
- 2 ICカードの利用状況が適当でないと当練習場が判断した場合、その他当練習場が必要と認めた場合、当練習場は通知、催告を要せずしてICカードの利用資格を喪失させ、かつICカードを無効とすることが出来るものとします。この場合は、利用者は直ちに当練習場へICカードの返却を行うものとします。

第7条【ICカードの紛失・盗難等】

- 1 IC会員用カードについては、利用者は紛失・盗難等により自己のICカードを失った場合は速やかに当練習場に届出の上、所定の手続きを行うものとします。
- 2 当練習場は利用者からの前項の届出により、当該IC会員用カードの使用停止措置を行うものとします。但し、措置完了前における第三者の使用等により利用者が受けた不利益、又は損害等について、一切の責任を負わないものとします。
- 3 ICビジター用カードについては、紛失・盗難等により利用者が自己のICカードを失った場合、当練習場は、当該ICカードの使用停止措置を行うことができませんので、ICカードを失ったことによる利用者の不利益、損

害等について一切の責任を負わないものとします。

- 4 当練習場は利用者の所持、保管に際して発生したICカードの破損及び電磁的影響、その他の事由における記録データの毀損・消失による利用者の不利益、又は損害等について一切の責任を負わないものとします。

第8条【ICカードの再発行】

- 1 ICカードの紛失や盗難又は破損、その他やむを得ない事由により、事前登録がされている利用者から再発行の申し出があった場合は、前条各項の規定に基づき本人確認手続きの上、当練習場が保有する当該カードに係る未使用残高を記録し、所定の手数料を申し受けることにより再発行致します。なおこの際、従前のICカードは無効となります。
- 2 ICビジター用カードはいかなる場合も再発行出来ません。

第9条【失効】

- 1 ICカードの最終利用日（当練習場にて打席料及び練習ボール代をICカードにて利用した最後の日の翌日）を起算日として1年が経過した場合、ICカード（チャージ残高及びポイント残高を含む）は失効します。
- 2 会社は会員及びビジターが以下の各号のいずれかに該当した場合および当練習場の規約に基づき会員が除名された場合、通知、催告を要することなくICカード（チャージ残高およびポイント残高を含む）を失効させることが出来るものとします。
 - ①申込書に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
 - ②暴力団関係者であると会社が客観的事実に基づき判断したとき。
 - ③前号に該当する者を同伴者あるいは紹介して当練習場を利用させたとき。
 - ④本規約、当練習場の諸規則に違反し、会社が利用者として不適格である判断した場合。
 - ⑤ICカードの利用にあたり、不正な行為があった場合。
 - ⑥死亡し、又は保佐、後見開始の審判を受けた場合。
- 3 会員及びビジターが前項第①号ないし第⑤号に該当し、会社又は第三者が損害を被った場合、会員及びビジターは直ちにその損害を賠償するものとします。
- 4 ICカードが失効した場合、会員又はビジターはICカードを会社に返還するものとします。

第10条【登録事項の変更】

IC会員用カードの利用者は住所、氏名、電話番号、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当練習場へ連絡するものとします。

第11条【規約の改定】

- 1 本規約は、変更・改定又は廃止する場合があります。
- 2 当練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。

第1項および前項の場合において、当練習場は一切の責任を負いません。

第12条【個人情報目的】

- 1 当社は利用者が届出た登録事項およびICカードの使用履歴等の情報を当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づき、使用目的の範囲内で使用し、必要な保護措置を行ったうえで適切に管理するものとします。
- 2 当社は利用者から取得する個人情報を次の目的で使用します。
 - (1) 利用者に連絡を取る必要が生じた場合
 - (2) ICカードの再発行時、利用者本人であることの確認
 - (3) 当練習場及び当社関連施設等のイベント、サービスの案内
 - (4) 当練習場のサービス改善に関する統計データ作成

第13条【個人情報の提供について】

利用者から取得した個人情報は法令の定める場合を除き、事前の利用者の同意なく、第三者に提供いたしません。

第14条【不慮の事故による損害】

天災等、当練習場の責任に帰すべからず事由から発生した利用者の損害については、当練習場は責任を負いません。

以上

2023年6月24日制定

葉山パブリックゴルフコース・練習場

株式会社 葉山産業